

令和4年度第1回 船橋市防災会議 会議録

令和4年10月19日（水）午後3時00分～ 職員研修所601研修室

事務局（補佐）

本日は、お忙しいところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
定刻となりました。「令和4年度第1回船橋市防災会議」を開会の前にご説明等をさせていただきます。

まず、傍聴についてお知らせいたします。本日の会議は公開となっており、傍聴人は1人でございます。

傍聴人の方をお願いします。先ほどお渡ししました「傍聴について」を良くお読みのうえ、議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

次に、本日の会議は、定数43人中32人の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、「船橋市防災会議運営要領第2条第2項」の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、船橋市防災会議の会長であります、松戸 徹船橋市長 より、ご挨拶を申し上げます。

会長挨拶（市長）

（市長より、開会に先立ちまして挨拶がありました。）

事務局（補佐）

（はじめに事務局より、異動等に伴う新委員の紹介と配布資料の確認を行いました。）

この会議では、船橋市防災会議運営要領第2条第1項により、会長が議長になることが定められておりますので、会長が議事の進行を行います。

それでは、議長をお願いします。

議長（市長）

ただ今より船橋市防災会議を始めます。

これより議事に入ります。

本日の議題は、諮問事項2件でございます。

はじめに、次第「3. 諮問事項」の議案第1号

「令和4年度船橋市総合防災訓練実施要綱（案）について」

事務局より説明願います。

事務局（課長）

○議案第1号「令和4年度船橋市総合防災訓練実施要綱（案）について」の説明

危機管理課長の安藤でございます。どうぞよろしく申し上げます。着座にて、説明させていただきます。

議案第1号 「令和4年度船橋市総合防災訓練実施要綱（案）について」ご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

1. 訓練目的です。

この訓練は、災害対策基本法や船橋市地域防災計画に基づき、大地震等の発生を想定し、市が市民と一体となって、防災活動が迅速かつ的確に実施できるよう体制の確立を図ることを目的としています。

2. 訓練の方針です。

首都直下型地震の発生が危惧されているなか、千葉県北西部直下型地震発生後、迅速かつ柔軟な対応がとれるよう、市職員の対応力強化及び職員間の連携強化を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚を図ります。

3. 訓練実施日です。

令和4年11月27日、日曜の、午前9時から12時です。

4. 訓練会場です。

すべての市立小中学校と、特別支援学校高根台校舎の計83会場で行います。

メイン会場は小栗原小学校、サブ校は高郷小学校となります。

訓練内容につきましては、後ほどご説明いたします。

5. 訓練従事者です。

避難所に配備されている市職員や学校職員、消防職員、メイン会場にてペットの避難訓練を行うための動物愛護指導センター職員、市民の方は、新型コロナウイルス感染症対策のため、各町会自治会などの代表者5名程度の参加となります。最後に、防災関係団体です。

6. 訓練想定です。

訓練当日の、午前9時、千葉県北西部を震源とする最大震度6強の地震が発生し、市内は甚大な被害が発生している状況を、想定といたします。

7. 訓練内容です。

(1) いっせい行動訓練（シェイクアウト訓練）です。

午前9時に震度6強の地震が起きたと想定し、市内全域で、防災行政無線などの合

図により、いっせい行動訓練（シェイクアウト訓練）を開始します。

（２）避難訓練です。

訓練に参加する町会自治会の方は、避難所まで安全な経路を確認しながら避難訓練を実施します。なお、サブ会場の高郷小学校については、近隣に土砂災害警戒区域があることから、土砂災害避難訓練を実施します。

（３）避難所開設・運営訓練です。

メイン会場及びサブ会場では、避難所運営マニュアルや、避難所の開設や運営方法を、写真やイラストで分かりやすくまとめた「避難所運営アクションシート」を使用して、避難所運営委員会が主体となった避難所開設・運営訓練を行います。

その他の会場においては、避難所の開設・運営方法や、要配慮者が利用する福祉避難室の説明動画を使用した訓練等を行います。

（４）資機材取扱訓練です。

各避難所に備蓄されているマンホールトイレ、LED式バルーン型照明器及び紙管パーテーションなどの取り扱い訓練を行います。

最後に（５）消火訓練又は応急救護訓練です。

メイン・サブ会場以外では、消防職員による水消火器を使った初期消火訓練、又はAEDも使用した応急救護訓練を行います。

８．訓練の中止です。

訓練は雨天決行ですが、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は中止といたします。

なお、訓練中止については、防災行政無線やメールなどを使用し、参加者に周知を行います。

９．安全管理、１０．参加予定機関、１１．主催については、記載のとおりです。

以上で、議案第１号 令和４年度船橋市総合防災訓練実施要綱（案）について、ご説明を終わらせていただきます。

議長（市長）

ただ今、説明のありましたことについて、各委員の皆様方からのご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

なお、ご発言に際しては、挙手をして、お名前をお願いいたします。

（各委員との質疑応答）

他にございませんでしょうか。無いようですので、それでは、本案のとおりとする

ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

ありがとうございます。

挙手全員でありますので、本案は承認されました。

次に、次第「3. 諮問事項」の議案第2号

「船橋市地域防災計画（資料編）（案）の修正について」

事務局より説明願います。

事務局（課長）

○議案第2号「船橋市地域防災計画（資料編）（案）の修正について」の説明

事務局でございます。引き続き、ご説明させていただきます。

お手元に、「船橋市地域防災計画（資料編）令和4年11月修正」が、ございますが、主な修正点示した「船橋市地域防災計画（資料編）【概要版】」で、ご説明させていただきます。

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、船橋市防災会議が作成する計画であり、災害予防と減災、応急復旧活動等の対策を実施する際に、防災関係機関がその機能を有効に発揮し、市民の生命、身体、及び財産を災害から守るために、実施すべき事務や、減災に向けた総合的な対策を定めるものです。

今回は、地域防災計画の資料編における修正となります。

まず、1. 災害時応援協定の変更に伴う修正でございます。

* 『①避難施設の修正』です。

津波警報等が発表された際には、浸水想定区域外へ避難していただくことを原則としておりますが、臨海部等に関しては、浸水想定区域外に避難するのに、相当の時間を要してしまうことから、避難が困難な方が、津波から緊急的かつ一時的に、垂直避難をするための施設として、公共施設や、ご協力いただける民間の施設を、津波一時（いちじ）避難施設に指定しております。

このたび、津波一時避難施設となっていた、東亜建設工業株式会社の社員寮が令和4年6月に閉鎖したため、避難施設一覧から削除し、令和4年7月に、京葉ガス株式会社の船橋倉庫を、新たに津波一時避難施設に指定しましたので、一覧に追加いたしました。

このことにより、現在、市内では公共施設12か所、民間施設13か所、計25か所の施設を、津波一時避難施設として位置づけております。

* 『②防災MCA無線局一覧の修正』です。

先ほど説明いたしました、津波一時避難施設の東亜建設工業株式会社の社員寮が、令和4年6月に閉鎖したため、通信手段である防災MCA無線を回収し、防災MCA無線局一覧からも削除いたしました。

＊『③災害時応援協定一覧の更新』です。

本市では、大規模災害が発生した時等に迅速に応急、復旧対応を行えるよう公共機関や民間企業と、災害時応援協定を締結しております。

約160協定のうち、半数以上が民間企業との協定であり、物資の供給やインフラの応急措置等、様々な面から船橋市に協力していただきます。

このたび、先ほど説明いたしました、令和4年2月に、佐川急便株式会社と「支援物資の受入及び配送に関する協定」を結んだほか、4月に、千葉県環境計量協会と「有害物質調査の協力に関する協定」を、7月に、京葉ガス株式会社と「津波における一時避難施設としての使用に関する協定」を締結しましたので、災害時応援協定一覧に追加いたしました。

次に、2. 高瀬川等8河川及び、高潮による浸水想定区域の、指定に伴う修正でございます。

＊『①避難施設の災害種別（洪水・高潮）の修正』です。

お手元でございます、「避難施設の災害種別（洪水・高潮）について」、A4横の資料を、併せてご覧ください。

まず、洪水の避難施設についてご説明いたします。

現在、本市の洪水・高潮の避難施設は、延焼火災などから一時的に身を守る場所として、広大な面積を有する市内の小中学校や、公園118箇所を、一時（いつとき）避難場所や、広域避難場所に指定しています。

これまで、本市では、利根川・江戸川・高崎川・真間川・海老川の5河川について、浸水想定区域図を作成することが義務となっており、それぞれ国と県が指定した浸水想定区域図について、ハザードマップ等により、市民や事業者に周知しているところです。

A4横の資料の、青い部分が、既存の浸水想定区域です。

近年、気候変動による水害の激甚、頻発化に伴い、令和3年7月水防法が改正され、これまで作成が義務ではなかった中小河川について、浸水想定区域図の作成が義務づけられ、千葉県が、新たに高瀬川等8河川の、洪水浸水想定区域を指定しました。

A4横の資料の、オレンジ部分が、新たに指定された高瀬川による浸水想定区域です。

これにより、これまで指定避難場所となっていた、若松小学校・若松中学校・

高瀬まちかどスポーツ広場が、区域内にあるため、指定を解除いたしました。

高潮とは、台風や発達した低気圧により、高波やうねりが発生して、海面の高さが、異常に高くなる現象のことです。

令和3年7月の水防法の改正を踏まえ、令和4年6月に、千葉県が高潮浸水想定区域を公表されました。

A4横の資料の、黄色い部分が、新たに指定された高潮による浸水想定区域です。

この高潮浸水想定区域は、中心気圧910ヘクトパスカルの室戸台風級を想定しており、沿岸部を中心に浸水区域が広がっており、最大で5メートル以上の浸水が想定されています。

これにより、これまで指定避難場所となっていた海神小学校、船橋大神宮が、区域内にあるため、指定を解除いたしました。

＊『②浸水想定区域内の要配慮者利用施設の追加』でございます。

平成28年台風10号による、岩手県の高齢者グループホームでの被害などを契機として、平成29年6月の水防法、及び土砂災害防止法が改正されました。

この法改正により、社会福祉施設などの要配慮者利用施設について、浸水想定区域や、土砂災害警戒区域に立地する施設で、地域防災計画に位置付けた施設については、避難確保計画の作成や、訓練の実施が義務付けられました。

このたび、先ほど説明いたしました、高瀬川等8河川の洪水浸水想定区域及び、高潮浸水想定区域が指定されたことに伴い、浸水想定区域内の要配慮者利用施設、47施設を追加いたします。

次に、3. 船橋市域災害記録の更新でございます。

＊『令和3年度における災害記録を更新』です。

令和3年度に発生した台風や、大雨などによる道路冠水・倒木等の被害状況について、災害記録に追記いたしました。

最後に、この修正案を承認いただきました場合、修正後の資料編について市ホームページに掲載するとともに、各委員さまあてにお知らせいたしますので、必要に応じてダウンロードなどしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

議長（市長）

ただ今、説明のありましたことについて、各委員の皆様方からのご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

なお、ご発言に際しては、挙手をして、お名前をお願いいたします。

(各委員との質疑応答)

他にございませんでしょうか。無いようですので、それでは、本案のとおりとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

ありがとうございます。

挙手全員でありますので、本案は承認されました。

他にございませんでしょうか。

葛南地域振興事務所長

一つ質問があります。修正自体はこれで問題ないと思いますが、高瀬川関連においてお話を伺った中で、浸水想定区域内避難施設の災害種別が変更になることについて、もともとそこに避難をしてくる想定だった方々はどこに避難をすればよいのか、また誘導先が変わるのか教えてください。よろしく願いいたします。

事務局（課長）

ありがとうございます。避難についてですが、避難というものは避難所への避難だけでなく、高い建物にお住まいの方であれば垂直に避難をしていただくなど、自分の命を第一に考えて行動をしてほしいとお願いをしております。今回、避難施設の災害種別として洪水を外させていただいておりますが、校庭が浸水してしまっても校舎の中の垂直避難は可能となっております。また、水害等あらかじめわかっている災害については避難指示や高齢者等避難を早めに発令して、市民の皆様に区域外や親戚の家等への避難などをお願いしておりますし、校庭が水浸しとなっても、校舎の垂直避難等で対応をしてまいりたいと考えております。

議長（市長）

他にございませんでしょうか。

無いようでございますので、本日の会議の次第については以上とさせていただきます。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご審議を頂き、誠にありがとうございました。

それでは、進行を事務局へ戻します。

事務局（補佐）

ご審議ありがとうございました。

これをもって散会いたします。